



福岡県立新宮高等学校

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめはすべての生徒に関係する問題であり、学校における最重要課題の一つである。生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず全職員が共通認識をもって、組織的に対応できる体制を構築する。

- (1) 規範意識を向上させ、いじめを許さない思いやりの心を育成する。
- (2) 生徒観察の徹底や教育相談の充実により、早期発見・早期対応を行う。
- (3) 職員が連携し、相談体制を確立する。
- (4) SNSや携帯電話、インターネット等によるいじめ問題防止教育を推進する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの子供にも起こりうる問題という実態を踏まえ、以下の点に留意し、すべての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

- (1) 生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。（1「居場所づくり」）
- (2) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。（2「絆づくり」）

- ・授業づくり（挨拶の励行、環境整備、規律ある授業で基礎学力の育成等）
- ・集団づくり（一人ひとりに役割をもたせる集団づくり、自己有用感を感じる取組の充実等）
- ・学校づくり（命の大切さやいじめに関する講話等の充実、人権感覚を高める教育活動の実施）

以上の取組を積極的に行い、生徒たちが安全に安心して学校生活を送り、行事や校内外の活動に主体的に参加することで、いじめのない学校、いじめを許さない集団づくりを行う。

さらに、全教職員がいじめにつながる可能性のある発達障がいや性同一性障がい、外国籍等、きめ細かな対応が必要な生徒への正しい理解を図り、生徒指導上の諸問題等に関する校内職員研修を実施する。研修を通して、いじめ問題への取組に関する共通理解を促し、組織的・計画的にいじめ問題防止に取り組む。

また、部活動の場でのいじめを防止するため、部活動顧問は日頃から部員の人間関係を十分に把握し、望ましい人間関係づくりに取り組み、活動内容及び方法や部室の使用について適切な指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、

いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視することなく積極的に認知する。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない生徒観察を心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 毎週の担任会で生徒の動向について確認する。必要に応じ、二者面談、三者面談を実施する。
- ② 職員用いじめチェックリストで日常的な生徒観察や声かけを行う。
- ③ 毎月1回、教育相談委員会及びいじめ防止対策委員会を実施し、生徒の動向（不登校、長欠、いじめ問題等）について情報を共有し、対応策や担任等への支援を行う。
- ④ 相談ポストを職員室入口西側に設置し、生徒指導課職員が毎朝点検する。相談があれば、生徒指導主事が内容を管理職へ報告し、対応する。また、必要に応じ、いじめ防止対策委員会を招集し、問題解決にあたる。
- ⑤ 生徒・保護者に対するアンケートを実施する。生徒へは毎月1回いじめに特化したアンケート（記名、無記名）または学校生活アンケートを実施する。保護者へは3回（7月、11月、3月）家庭用チェックリストを実施し、早期発見等に努める。
- ⑥ 「休業中の生徒心得」（夏季、冬季、春季休業中）では、生徒に対する家庭での見守りを依頼するとともに各相談窓口を掲載しSOSを発する場を紹介したものを配布する。また、「いじめ問題の対応と携帯電話やインターネットの利用について（お願い）」のリーフレットを配布し、いじめ等の防止を図る。
- ⑦ 職員研修で事例検討会等を実施し、職員の指導力を向上させる。
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等生徒の情報を得る機会として、職員は下記の点にも気をつける。
 - 教室では、一人ひとりの顔を見ることを心がける
 - 掃除の時間などにクラスメイト等との関わりを注意して観察する
 - 学級日誌の記述から、クラスの様子を知る
 - 保健室利用の生徒については、保健室での様子を聞き、生徒の動向を把握する
 - 保護者との連絡により、生徒の家庭での様子を理解する 等

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合やいじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会（法第22条の学校いじめ対策組織）で行い、校長が判断する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、加害生徒に対して毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応するよう努める。

インターネットやSNS等を利用したいじめに対して適切に対応するため、定期的にネットパトロールなどの情報収集を行うとともに専門機関との連携を図る。また、SNS等閉鎖的なインターネット上で起こる問題について被害生徒、保護者が被害を相談できる環境作りを学校全体で行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア. 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。

イ. 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があるため、真摯に傾聴する。

ウ. いじめが疑われる行為の発見や通報を受けた場合、正確な情報収集に努め、速やかにいじめ防止対策委員会での対応を検討するとともに職員間で情報共有を図り組織的な対応を行う。いじめの疑いのある事案を把握した段階で管理職から福岡県教育委員会へ第一報を入れる。

エ. ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。

オ. けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

カ. いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会の職員と直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

キ. 学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署（粕屋警察署）と相談して対処する。

※継続的でなく、1度の事案でもいじめの様態を踏まえ、適切に判断する。

※いじめの発見時にすでにいじめが解消している事案であっても、ただちにいじめ防止対策委員会に報告し、今後の再発防止等の対応にあたる。また、物を隠されたり、悪口を書いたメモを机上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合であっても、いじめがあったものとして取り扱い対応する。

※部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

※部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア. いじめられた生徒から、事実確認を行う。その際、生徒の心情に共感的な態度で傾聴する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- イ. 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、「徹底して守り通すこと」や「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ウ. いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮する。
- エ. 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者等専門家の協力を得る。
- オ. いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア. いじめたとされる生徒から事実確認を行い、いじめの事実が確認された場合、複数の教職員で連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者（スクールサポーター）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ再発を防止する措置をとる。
- イ. 正確な事実関係を説明し、保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ. いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- エ. いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- オ. 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導のほか、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア. 当事者だけの問題にとどまらず、自分の問題として捉えさせる。いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- イ. 周りで見えていたり、はやし立てるなどの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、いじめ問題に関する話し合いの場を設定する等、いじめは絶対に許されない行為であることの認識を深めさせる。
- ウ. いじめの解決は、被害生徒と加害生徒をはじめ周囲の生徒との関係の修復を得て、好ましい集団活動を取り戻すことで判断する。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア. ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダへ情報発信や掲載の停止を求め、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めたり、所轄警察署（粕屋警察署）に通報し、適切に援助を求める。
- イ. 生徒が悩みを抱え込まないように、ネット上の人権侵害情報に関する相談窓口など、関係機関の

取組について周知する。

- ウ. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等ネット上のトラブルは、大人の目に触れにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらの情報を発信し理解を求める。さらに、家庭での生徒の様子を見守ってもらい連携した取組を行う。

（7）いじめの解消

いじめの解消は、単に謝罪をもって容易に解消することではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この限りではない。

また、いじめ解消の判断については、いじめ防止対策委員会での審議に基づき校長が判断する。

ア. いじめに係る行為が止んでいること。

いじめ解消の判断を行う場合、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していることとする。行為が止んでいない場合は、改めて相当期間を設定して状況を注視する。

イ. 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

ア. 重大事態の報告

上記の重大事態が発生した場合、県の教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告する。

イ. 調査を行うための組織について

その事案が重大事態であると判断し学校が主体となって行う場合は、第28条第3項に基づき、教育委員会から必要な指導や支援のもと、いじめ防止対策委員会を中心に当該重大事態の性質に応じて専門家を加えて組織する。

ウ. 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院や死亡など）、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などで行う。

（生徒の自殺という事態が起こった場合の調査）

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、なくなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする）

（2）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

・学校の設置者または学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、どのように対応したか）、調査の経緯（調査の組織、方法、方針、経過を含む）について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。この情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護、関係者の個人情報に十分に配慮し、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

② 調査結果の報告

・学校は、県教育委員会を通じ、県知事への調査結果の報告を行う。

調査結果から得られた重大事案に至る経緯や兆候などを専門機関と連携して分析し、今後の防止策を検討し調査結果とともに報告する。さらに、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称 いじめ防止対策委員会

（2）いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

組織（構成員）については、管理職、主幹教諭、指導教諭、保健課長（主事）、学年主任、生徒指導課長（副主事）、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。また、当該組織に参加を求めた専門家として、スクールカウンセラー、医師（学校医）、PTA役員、スクールサポーターをおく。

「いじめ防止対策委員会」の役割・機能については、次の通りである。

ア. 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や取組に関する、検証・修正の中核としての機能をもつ。

イ. いじめの疑いに関する情報を共有し、指導や支援の体制・対応方針を決定する。

ウ. いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。また、問題等に関する指導記録を保存し、適切に情報提供できる体制をとる。

(3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア. 調査を行う組織は、「いじめ防止対策委員会」の構成員を中心とし、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査方策を示す。当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて組織する。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

イ. 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

(1) 生徒からの評価

学校生活の中で、生徒と教職員との関係が良好な状態にあり、生徒の様々な変化などをしっかりと観察し適切な声かけを行っているかなどについて調査する。(いじめアンケート、学校生活アンケート)

(2) 保護者からの評価

保護者が気軽に相談できるような教職員との信頼関係が築かれているかといった内容について調査する。(家庭用チェックリスト)

(3) 組織による評価

(1)(2)の評価結果を学校評議委員会などで示し、学校いじめ基本方針に基づく適切な指導がなされているか評価する。

(1)～(3)の結果を学校評価に反映させ、いじめ防止等の取組の改善を図る。